

議案第10号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

日額報酬の支払い方法の改正及び重複支給の禁止を規定する必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勤務をした日に支給する」を「その月分を翌月21日までに支給する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（重複支給の禁止）

第4条の2 常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

別表嘱託員の項報酬の額の欄中「250,000円以内」を「350,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。